

## 建築などの行為の際に届出が必要となる対象

対象行為		届出対象規模
建築物の 建築等	(1)新築、増築、改築 又は移転	・床面積の合計が10平方メートルを超えるもの
	(2)外観の変更、修繕、模様替え 又は色彩の変更	・変更に係る面積が50平方メートルを超えるもの
工作物の 建設等	(3)プラント類、自動車車庫、貯 蔵施設類、処理施設類等（注1）	・高さ5メートルを超えるもの 又は築造面積20平方メートルを超えるもの
	(4)電気供給施設・通信等施設 （注2）	・高さ8メートルを超えるもの
	(5)太陽光発電設備等（注3）	・発電容量が10キロワットを超えるもの 又は面積100平方メートルを超えるもの
	(6)その他の工作物	・長さ10メートル以上かつ高さ1.5メートル以上 又は高さ5メートルを超えるもの
(7)土石の採取又は鉱物の掘採		・面積300平方メートルを超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(8)土地の形質の変更（注4）		・面積300平方メートルを超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(9)屋外における物件の堆積		・堆積の高さ3メートルを超えるもの 又は面積100平方メートルを超えるもの
(10) (1)～(6)までの建築物又は工作物の 外観における公衆の関心を引くための形態又 は色彩その他の意匠（注5）		・表示面積3平方メートルを超えるもの
(11)木竹の伐採（注6）		・伐採する面積が300平方メートルを超えるもの
<p>（注1）プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。自動車車庫は建築物とならない機械式駐車装置などの自動車車庫の用途に供する施設。貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設。処理施設類とは汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設。</p> <p>（注2）電気供給施設等とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設または電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信のための施設。</p> <p>（注3）土地に設置されるものおよび建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む</p> <p>（注4）土地の形質の変更とは、都市計画第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更で、土砂の採取または鉱物の掘採をのぞく。</p> <p>（注5）営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く</p> <p>（注6）枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く</p>		